

山梨県公報

第千四百五十三号

平成十六年

二月十九日

木曜日

目次

| | |
|-----------------------|----|
| 土地収用事業の認定 | 八三 |
| 県営土地改良事業計画の決定 | 八四 |
| 公告 | 八四 |
| 土地改良区役員の退任 | 八四 |
| 公安委員会 | 八四 |
| 平成十六年度自動車等の運転免許試験等の実施 | 八八 |
| 遊技機の型式の検定 | 八八 |
| 正誤 | 八八 |
| 平成十六年二月五日付け第千四百四十九号中 | 八九 |

告示

山梨県告示第七十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十六年二月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 起業者の名称
 鯉沢町
- 二 事業の種類
 仮称鹿島記念公園整備事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 南巨摩郡鯉沢町大字鹿島字大通及び字舟戸地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
 - 1 法第二十条第一号要件

仮称鹿島記念公園整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三十二条に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、平成十五年以降順次財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

- (一) 本事業は、スポーツ、イベント等を行うことができる芝生広場等を備えた公園を整備する事業であり、地域住民の憩いの場及びふれあいの場としての利用が見込まれ、住民の生活環境の向上につながると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。
- (二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。
- (三) 起業地は、住民の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。
- (四) 本事業に係る起業地の範囲は、地域住民のための公園として、その役割を実現するための施設規模等としており、必要な範囲であると認められること。
- (五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、地域住民の生活環境向上のため施行されるものであり、第四次鯉沢町総合計画において「公園緑地の適正な配置・整備」が記載されていること等早急に施行する必要性が高い事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4まで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。
以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。
法第二十六条の第二項の規定による図面の縦覧場所
鯉沢町建設水道課

山梨県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（増穂西部地区農村振興総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十六年二月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十六年二月二十日から平成十六年三月十八日まで

三 縦覧場所

増穂町役場

四 異議申立期間

平成十六年三月十九日から平成十六年四月二日まで

公 告

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、円野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。
平成十六年二月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

山梨県知事 山本 栄彦

| | | | |
|-----|-------|-----------------|-----------|
| 役職名 | 氏名 | 住 所 | 退任年月日 |
| 理事 | 越石 政幸 | 韮崎市円野町下円井一五五九番地 | 平成十六年二月六日 |

公安委員会

● 平成十六年度自動車等の運転免許試験等の実施

平成十六年四月から平成十七年三月までの、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）

以下「法」という。）第八十九条第二項の規定による運転技能の検査（以下「技能検査」という。）及び法第九十七条の規定による運転免許試験（以下「免許試験」という。）法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験（以下「一部免除試験」という。）法第百条の二第二項の規定による再試験（以下「再試験」という。）並びに道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十六号）附則第一条第三項及び第五条第三項又は道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十八条の五の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。
平成十六年二月十九日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田 美枝

一 技能検査

| 検査の種類 | 検査日 | 検査場所 |
|---------|--|---|
| 大型自動車免許 | 毎週水曜日（山梨県の休日を除く） を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。） | 山梨県南アルプス市野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター） |
| 普通自動車免許 | 毎週火曜日及び木曜日（休日及び平成十七年一月四日を除く。） | |

二 免許試験

1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験

| 免許の種類 | 試験日 | 試験場所 |
|--------------|--------------------|------------------------------|
| 大型自動車第二種免許 | 毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。） | 山梨県南アルプス市野牛島一、八二八 |
| 大型自動車仮免許 | | 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター） |
| 普通自動車仮免許 | | |
| 大型特殊自動車第二種免許 | 毎週水曜日（休日を除く。） | |

| | | |
|-----------|--|---|
| 大型自動二輪車免許 | 毎週金曜日（休日を除く。） | |
| 普通自動二輪車免許 | | |
| 小型特殊自動車免許 | 毎週水曜日（休日を除く。） 又は警察署で行う毎月第一火曜日及び第三火曜日（休日に当たった場合は、別に指定した日）。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。 | 山梨県南アルプス市野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運転免許センター） 山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室 免許を受けようとする住所区域を管轄する警察署 |
| 原動機付自転車免許 | | |

三 一部免除試験

1 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性についての免許試験

| | | |
|--------------|---|--|
| 免許の種類 | 試験日 | 試験場所 |
| 大型自動車第二種免許 | 毎週月曜日から金曜日まで（休日及び平成十七年一月四日を除く。）ただし、法第十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。 | 山梨県南アルプス市野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運転免許センター） 山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条の四に該当する者を除く。） |
| 普通自動車第二種免許 | | |
| 大型特殊自動車第二種免許 | | |
| 牽引第二種免許 | | |
| 大型自動車免許 | | |
| 普通自動車免許 | | |
| 大型特殊自動車免許 | | |
| 牽引免許 | | |
| 大型自動二輪車免許 | | |

2 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免許試験

| | | |
|--------------|---------------------------------|---|
| 普通自動二輪車免許 | | |
| 小型特殊自動車免許 | | |
| 原動機付自転車免許 | | |
| 大型自動車仮免許 | 毎週月曜日から金曜日まで（休日及び平成十七年一月四日を除く。） | 山梨県南アルプス市野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運転免許センター） |
| 普通自動車仮免許 | | |
| 大型自動二輪車第二種免許 | 毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。） | 山梨県南アルプス市野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運転免許センター） |
| 大型自動車仮免許 | | |
| 普通自動車第二種免許 | 毎週火曜日及び木曜日（休日及び平成十七年一月四日を除く。） | |
| 普通自動車免許 | | |
| 大型特殊自動車第二種免許 | 毎週水曜日（休日を除く。） | |
| 牽引第二種免許 | | |
| 大型自動車免許 | | |
| 大型特殊自動車免許 | | |
| 牽引免許 | | |
| 大型自動二輪車免許 | 毎週金曜日（休日を除く。） | |

普通自動二輪車免許

3 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免許試験

| | | |
|--------------|--|--|
| 免許の種類 | 試験日 | 試験場所 |
| 大型自動車第二種免許 | 毎週月曜日から金曜日まで（休日及び平成十七年一月四日を除く。） | 山梨県南アルプス市野牛島一、八二八 |
| 普通自動車第二種免許 | ただし、法第十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。 | 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター） |
| 大型特殊自動車第二種免許 | | 山梨県都留市下谷三丁目二番二号 |
| 牽引第二種免許 | | 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室（道路交通法施行令第三十四条の四に該当する者を除く。） |
| 大型自動車免許 | | |
| 普通自動車免許 | | |
| 大型特殊自動車免許 | | |
| 大型自動二輪車免許 | | |
| 普通自動二輪車免許 | | |
| 小型特殊自動車免許 | | |
| 原動機付自転車免許 | | |
| 大型自動車仮免許 | 毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。） | 山梨県南アルプス市野牛島一、八二八 |
| 普通自動車仮免許 | | 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター） |

四 再試験

1 自動車等の運転に必要な技能についての再試験

| | | |
|----------|-----|------|
| 免許の種類 | 試験日 | 試験場所 |
| 普通自動車仮免許 | | |

普通自動車免許

毎週火曜日及び木曜日（休日及び平成十七年一月四日を除く。）

山梨県南アルプス市野牛島一、八二八

大型自動二輪車免許

毎週金曜日（休日を除く。）

山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）

普通自動二輪車免許

毎週金曜日（休日を除く。）

山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）

2 自動車等の運転に必要な知識についての再試験

| | | |
|-----------|-------------------------------|------------------------------|
| 免許の種類 | 試験日 | 試験場所 |
| 普通自動車免許 | 毎週火曜日及び木曜日（休日及び平成十七年一月四日を除く。） | 山梨県南アルプス市野牛島一、八二八 |
| 原動機付自転車免許 | 毎週水曜日（休日を除く。） | 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター） |
| 大型自動二輪車免許 | 毎週金曜日（休日を除く。） | |
| 普通自動二輪車免許 | | |

五 審査

| | | |
|------------|--|-------------------------------|
| 免許の種類 | 審査日 | 審査場所 |
| 大型自動車第二種免許 | 毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。） | 山梨県南アルプス市野牛島一、八二八 |
| 普通自動車第二種免許 | ただし、技能審査を受けようとする者については、水曜日（休日を除く。）とする。 | 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター） |
| 大型自動車免許 | | 山梨県都留市下谷三丁目二番二号 |
| 普通自動車免許 | | 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室（技能審査を除く。） |
| 大型特殊自動車免許 | | |
| 牽引免許 | | |
| 普通自動車仮免許 | 水曜日（休日を除く。） | |

普通自動二輪車免許
 毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）ただし、技能審査を受けようとする者については、金曜日（休日を除く。）とする。

六 その他

- 1 技能検査、免許試験、三の2及び三の一部免除試験、再試験及び審査の受付時間は、午前八時三十分から同九時までとする。
- 2 他の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条の二第二項に定める確認を受けようとする者については、予約制とし、時間を指定するものとする。
- 3 大型自動車第二種免許及び普通自動車第一種免許の技能試験については、予約制とする。

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年二月十八日までとする。
 平成十六年二月十九日

山梨県公安委員会
 委員長 鶴田美枝

| | | | | |
|--|----------------------------|--------|-----------|----------------|
| 申請者氏名又は名称及び住所 株式会社竹屋 代表取締役 竹内正博 愛知県春日井市美濃町二丁目 九八番地 | 遊技機の種類及び区分 | 型式名 | 製造又は輸入業者名 | 検定番号 三〇〇九五七 |
| | ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） | CR一休さん | 株式会社竹屋 | |

| | | | | |
|---|---|-----------------|---------|--------|
| 株式会社竹屋 代表取締役 竹内正博 愛知県春日井市美濃町二丁目 九八番地 | ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物 | CR一休さんS | 株式会社竹屋 | 三〇〇九八〇 |
| 株式会社竹屋 代表取締役 竹内正博 愛知県春日井市美濃町二丁目 九八番地 | ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物 | CR一休さんT | 株式会社竹屋 | 三〇〇九八四 |
| 株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八 | ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物 | CRバニIガール XJ2 | 株式会社平和 | 三〇〇九八二 |
| 株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八 | ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物 | CRバニIガール ZJ2 | 株式会社平和 | 三〇一〇二〇 |
| サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号 | ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物 | CR猛獣王GT | サミー株式会社 | 三〇〇九四一 |

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番